
第7編 危険物等災害対策計画

第1章 災害予防

■基本的考え方

本計画は、市内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定めるものである。

関係班	全班
-----	----

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、市、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じるものとする。

第1節 危険物等の災害の予防対策（各災害共通事項）

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

1 保安体制の確立

事業者（危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下、本編において「事業者」という。））は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、危険物保安監督者の選任、予防規定等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、市及び消防署は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努め、危険物等災害が生じた場合には、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を県又は国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

2 保安教育の実施

市は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

また、事業者は、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

第2 災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

市及び事業者は、危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制を整備するものとする。また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努めるものとする。

2 職員の活動体制の整備

市及び事業者は、それぞれの実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

3 防災関係機関相互の連携体制

市及び事業者は、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

なお、現在、県及び市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

(1) 茨城県

- ①「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）
- ②「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県）

(2) つくばみらい市

- ①「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ②「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）
- ③「災害時における相互応援に関する協定」（千葉県浦安市）
- ④「災害時における相互応援に関する協定」（埼玉県伊奈町）

4 救助・救急、医療及び消火活動への備え

市及び事業者は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努めるものとする。

また、災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第3編 地震災害対策計画 第1章 第3節 第3 医療救助活動への備え」に準ずるものとする。

5 緊急輸送活動体制の整備

市は、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図るものとする。なお、災害時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、「第3編 地震災害対策計画 第1章 第3節 第1 緊急輸送への備え」に準ずる。

6 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

市及び事業者は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

7 避難受入れ活動体制の整備

市は、あらかじめ、避難場所・避難路を指定し、市民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行うものとする。

8 防災関係機関等の防災訓練の実施

市及び事業者は、危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

9 災害復旧への備え

市及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第3 防災知識の普及、市民の訓練

市は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、市民、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等災害時要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

第2節 石油類等危険物施設の予防対策

第1 施設の保全

事業者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

第2 石油貯蔵タンクの安全対策

1 地盤対策

消防署は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導するものとする。また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導するものとする。

2 防災設備の強化

事業者は、耐震、防火上の配慮と防油堤の強化及び敷地周辺の防護措置の強化を図るものとする。

3 防災管理システムの強化

事業者は、漏洩、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図るものとする。

第3 保安体制の確立

事業者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、また隣接する事業所等の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るものとする。

また、消防署は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

第3節 高圧ガス施設・都市ガス施設の予防対策

第1 一般高圧ガス

事業者は、高圧ガス施設の災害防止のため、施設点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行うものとする。県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、ガス事業者の自主的保安活動を推進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努めるものとする。

市は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。

第2 都市ガス対策

消防署は、消防法の規定に基づき、必要に応じ、火災予防査察を実施し、火災の未然防止を図るものとする。また、災害予防上必要と認めるときは、ガス事業者に対し保安上とるべき措置について通知するものとする。当該災害予防上の措置について通報する範囲は関係機関と協議の上、別途計画するものとする。

事業者は、前記通知を受けたときは、直ちに防災上必要な対策を講じることができる体制を整備するものとする。

第4節 毒劇物取扱施設の予防対策

第1 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備するものとする。

ア 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

イ 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

①毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱の作業を行う者

②設備等の点検・保守を行う者

③事故時における関係機関への通報を行う者

④事故時における応急措置を行う者

ウ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造施設、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

エ ウに掲げる毒物又は劇物関連施設の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置に関する事項

カ イに掲げる者に関する教育訓練に関する事項

第5節 放射線使用施設等の予防対策

放射線使用施設等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に規定される放射性物質等を取り扱う施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に規定される核燃料物質の使用施設（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第4号に規定する事業所を除く。）及び放射性物質の運搬（原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者が行う核燃料物質等の事業所外運搬を除く。））に係る予防対策は共通事項に定めるほか、次のとおりとする。

第1 保安体制の強化

放射線使用者（放射性物質等を取り扱う者）は、漏洩することによる環境汚染等の被害を防止するため、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策

原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、国、県等防災機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制の整備を図るものとする。

第1 保安体制の強化

原子力事業者等は、その業務に従事する職員に対し、必要かつ十分な教育訓練を実施するとともに、事故前の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行うにあたっては、これら書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行するものとする。

また、必要な防災対応を的確に実施するため、必要な要員を適切に配置するとともに、事故時に次の措置を適切に取るために必要な体制の整備を図るものとする。

- ①放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ②国、県、海上保安部署等への迅速な通報
- ③消火、延焼防止等の応急措置
- ④運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- ⑤運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
- ⑥モニタリング実施
- ⑦核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- ⑧その他放射線障害の防止のために必要な措置

なお、運搬中の事故により原災法に定める特定事象が発生した場合には、原子力防災管理者を通じ、直ちに国、県等関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報、連絡体制を整備するものとする。

また、市及び消防署は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するため必要な体制の整備を行うものとする。

第2章 災害応急対策

危険物等災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、市、関係機関、関係団体及び事業者は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）

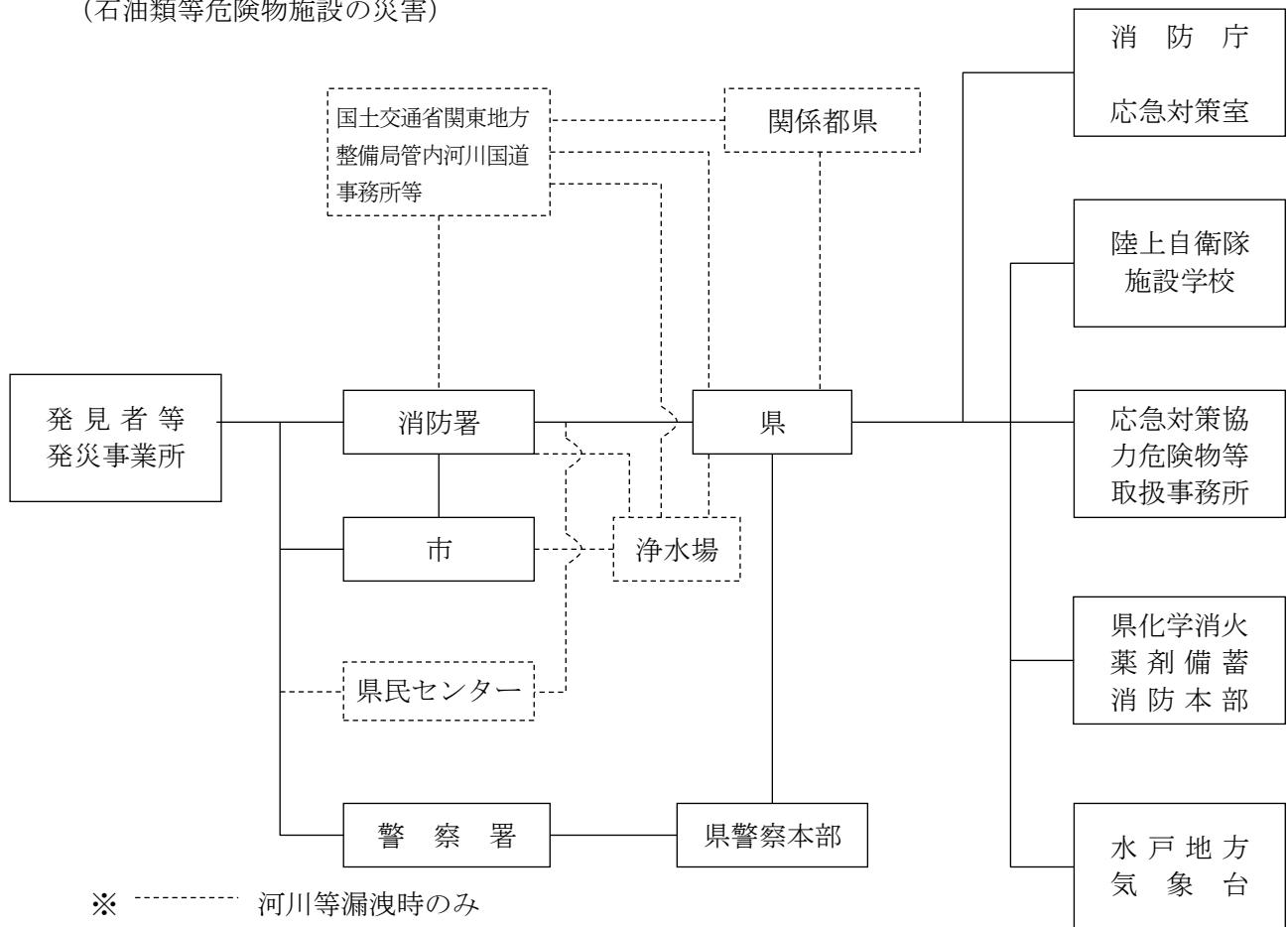
第1 災害情報の収集・連絡

市は、危険物等災害の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。

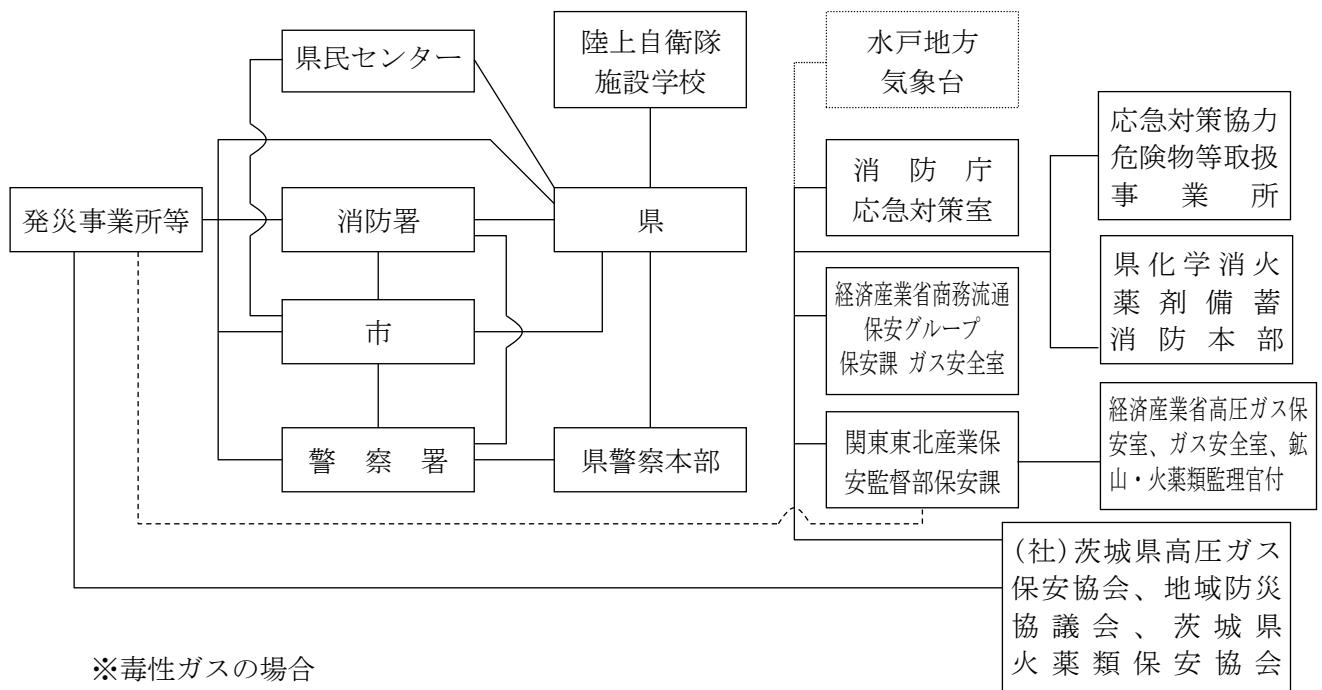
第2 災害情報の収集・連絡系統

各災害ごとの災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

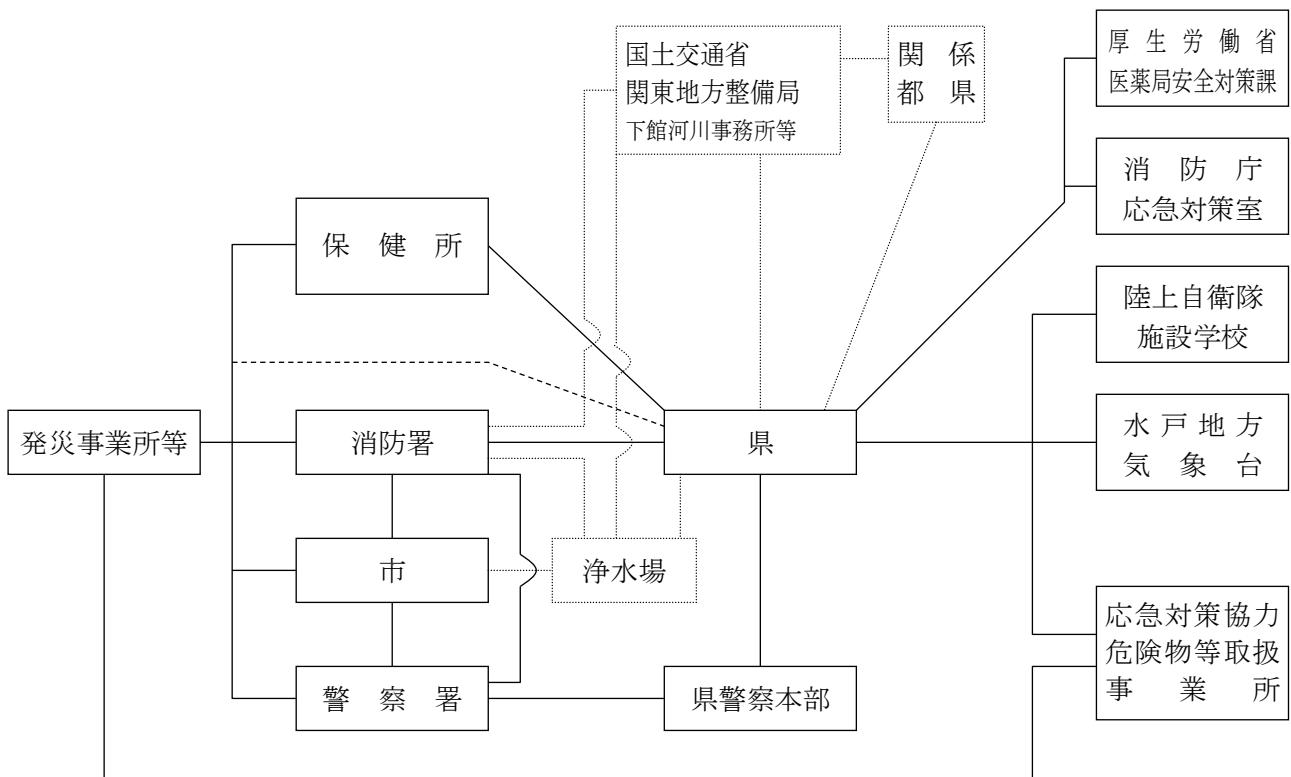
(石油類等危険物施設の災害)



(一般高压ガス・都市ガス・火薬類、毒性ガス、大規模な地階のガス漏れの災害)



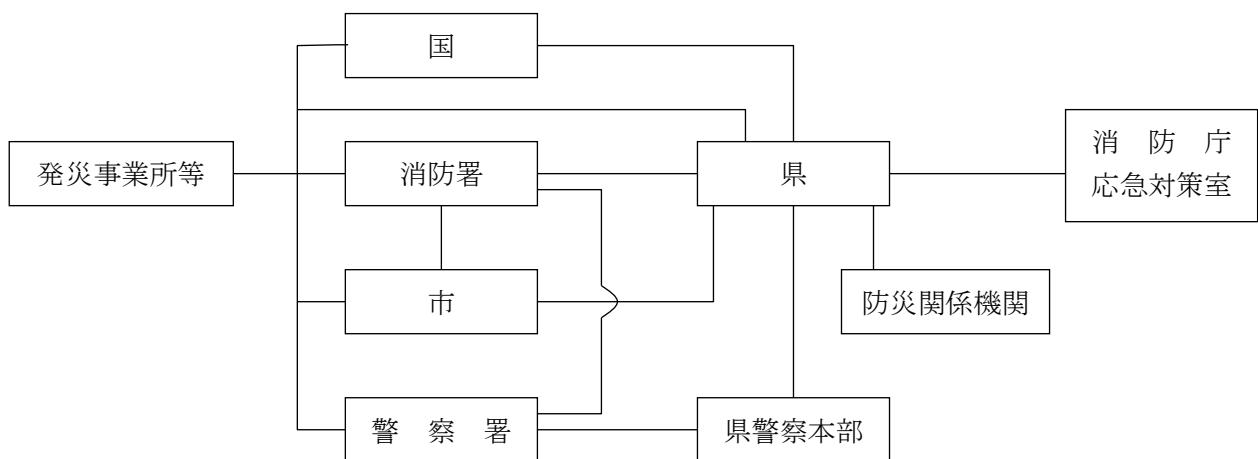
(毒劇物取扱施設の災害)



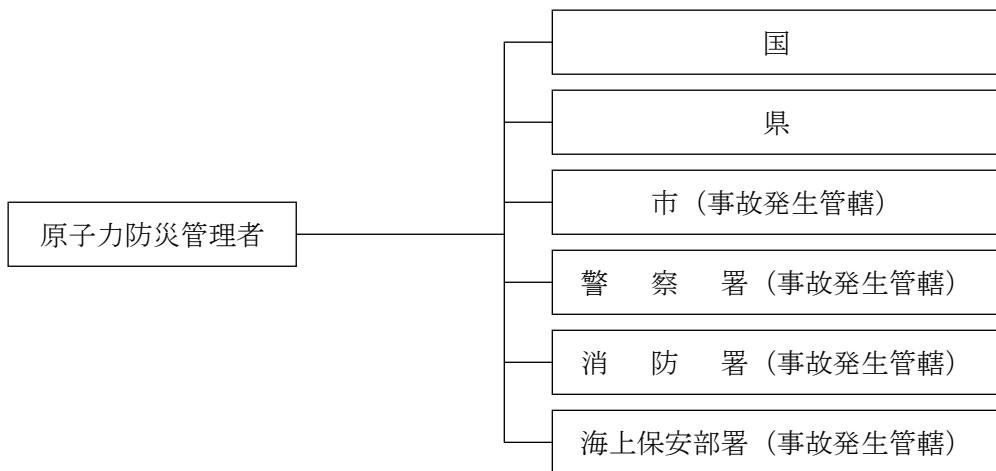
※ ----- 毒劇物が河川等へ流入した場合

※ ----- 茨城県原子力安全協定に基づくもの

(放射線使用施設等の災害)



(核燃料物質等の事業所外運搬中の災害)



第3 被害状況の収集・把握

市及び消防署は、自地域内に被害が発生した場合又は発生する恐れのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県へ連絡するとともに、覚知後30分以内で可能な限り早く「火災・災害等即報要領」に基づく報告も行う。

第4 災害情報の通報

危険物等災害が発生した場合又は発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報するものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力するものとする。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに市長に、また、市長は、県、その他関係機関に通報するものとする。

第5 市民等への情報提供

防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、一般市民等へ適切に提供するものとする。

また、情報の伝達にあたっては、防災行政無線や放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）

第1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	危険物等事故により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、漏洩物により厳重な警戒体制をとる必要が生じた場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 非常体制に直ちに切りかえ得る体制とする。	災害警戒本部を設置する
非常体制	危険物等事故により、多数の死傷者等が発生した場合、大規模な火災の発生、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想される場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合	あらかじめ部内で定められた課の全職員とする。 その他の課は、危険物等災害応急対策が円滑に行える体制とする。	災害対策本部を設置する

第2 災害対策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	1) 危険物事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合 2) 漏洩物に対し、厳重な警戒体制をとる必要がある場合 3) その他市長が必要と認めた場合	1) 危険物事故による多数の死傷者の発生の恐れがなくなった場合 2) 漏洩物に対し、厳重な警戒体制をとる必要がなくなった場合 3) その他市長が必要なしと認めた場合
災害対策本部	1) 危険物事故により、多数の死傷者が発生した場合 2) 大規模な火災の発生した場合 3) 漏洩物により、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想される場合、 4) その他市長が必要と認めた場合	1) 危険物等事故災害応急対策をおおむね完了した場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合

第3 活動体制

市及び防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

第4 事業者の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとし、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。また、消防署、警察と緊密な連携を確保し応急対策を進めるものとする。

第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策

第1 危険物火災等の応急対策

- ①発災事業所においては、火災が発生した場合は、直ちに、119番通報するとともに、自衛消防組織を動員する。また、消防署と連携し、直ちに危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行うものとする。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等の恐れがある場合は、消火の是非についても考慮するものとする。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じるものとする。
- ②市及び消防署は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内の市民等へ迅速に広報し、避難誘導を行うものとする。
- ③市及び消防署は、河川への漏洩事故が発生した場合は、河川管理者に速やかに報告するものとする。

第2 危険物の漏洩応急対策

1 非水溶性危険物の漏洩対策

- ①石油類等油脂類が河川等に漏洩した場合、排出の原因者は、直ちに土のう装置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防署に通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防署に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。
回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収にあたっては消防署等の指示に従うものとする。
- ②市及び消防署は、直ちに危険物等の河川等への流出を土のう設置等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。
また、排出の原因者をして、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施するものとする。
油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力するものとする。なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内の作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用するものとする。
有毒ガスが発生している場合、又は発生する恐れのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行うものとする。

- ③河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、適切な位置にオイルフェンスを展張するなどして、流出油の拡散等を防御するものとする。また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施するものとする。その際、必要な場合は、市及び防災関係機関に協力要請するものとする。
- ④市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内の市民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び市民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施するものとする。
- また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管にあたっては、地域の生活環境の保全及び市民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたるものとする。

2 水溶性危険物の漏洩対策

- ①アルコール等水溶性の危険物が漏洩した事故においては、排出の原因者は、直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防署に通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防署に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。回収にあたっては、消防署等の指示に従うものとする。
- ②消防署は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。また、排出の原因者をして、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施するものとする。
- ③河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施するものとする。また、必要な場合は、市及び防災関係機関に協力を要請するものとする。
- ④市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内の市民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び市民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施するものとする。
- 回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び市民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

第3 浄水の安全性の確保

市及び消防署は、危険物の漏洩事故発生を確認した場合は、当該漏洩地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに当該水道事業者に対し、又は直接浄水場に漏洩事故発生の旨を通報するものとする。

また、浄水場管理者は、浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフレンス展張、取水停止等適切な措置をとるものとする。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進するものとする。

第4節 高圧ガス施設・都市ガス施設の事故応急対策

第1 一般高圧ガス・火薬類の応急対策

①直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏洩防止措置をとるとともに、消防署に通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出るものとする。

自らの防御措置の実施が不可能な場合は、(社)茨城県高圧ガス保安協会へ協力を要請するものとする。

②消防署は、高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行うものとする。火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動するものとする。

③市及び消防署は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内の市民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

第2 都市ガスの応急対策

①発災事業所においては、直ちに、ガス供給の停止等応急措置をとり、応急点検を実施するとともに、消防署に通報するものとする。漏洩ガスの滞留による引火爆発防止のため、可燃性ガス濃度を測定し安全を確認するなどし、消防署等に協力するものとする。
火災発生時は、直ちに消火活動を行うものとする。

②消防署は、事業者に対し、ガス漏洩箇所等に対するガスの供給停止措置を指示し、消火活動等応急対策を実施するものとする。また、応急対策の実施に当たっては、事業者と連携し、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害の防止に留意するものとする。

③市及び消防署は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内の市民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

第5節 毒劇物取扱施設の事故応急対策

第1 漏洩事故

- ①発災事業所においては、直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏洩防止措置をとるとともに、消防署に通報し、事故発生状況並びに毒性、化学及び物理的性状を伝えるものとする。
- また、防護服を着用するなど安全を確保して、漏洩箇所に風上側から接近し、また位置して、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤による中和措置、ビニールカバ一等による被覆措置等の応急措置を行うものとする。
- 自ら実施が不可能な場合は、応急対策協力事業所等へ協力を要請するものとする。
- ②市及び消防署は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、市民等に迅速に広報するものとする。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した室内退避等の指示を行うものとする。
- また、地域の生活環境の保全及び市民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行うものとする。
- ③市及び消防署は、河川等に流入した場合は速やかに河川管理者に報告する。
- ④河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請するものとする。
- 河川等に流入した場合、またはその恐れがある場合は、事業者、県（生活環境部、保健福祉部）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化処理の実施に努めるものとする。

第2 凈水の安全性の確保

市及び消防署、河川管理者、浄水場管理者は、漏洩物が河川等へ流入する可能性がある場合は、「本編 第2章第3節 第3 凈水の安全性の確保」に準じて応急対策を実施するものとする。

第6節 放射線使用施設等の事故応急対策

- ①放射線使用施設等の事業者は、放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生する恐れがある場合は、直ちに国、県、市及び警察機関に事態を通報するものとする。
- 放射線使用施設等で火災が発生した場合は、消火又は延焼防止に努め、直ちに消防署に通報するとともに、放射線障害を防止する必要が生じた場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告するものとし、放射線障害を受けた者（受けた恐れがある者を含む。）を速やかに救出し避難させるものとする。また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がりの防止及び除去を行うものとする。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲にロープ等を張り又は標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保のために必要な措置をとるものとする。

なお、これら緊急作業を行う場合は、遮蔽物、かん子、又は保護具を用い、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくするものとする。

また、消防署等の消火活動等を実施するにあたって、放射性物質の種類、性状、放射線量及び放射線防護に関する必要な情報を伝えるとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防署等が実施する応急対策活動に協力するものとする。

②消防署は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等の応急対策活動を実施するものとする。

消火にあたっては、水噴霧法や土のう設置等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意するものとする。

なお、応急対策活動の実施にあたっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動するものとする。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応するものとする。

③市は、事故に関する情報を収集し、市民等に対し、適時、適切な方法で広報を実施するものとする。

第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

①市は、原子力事業者等の核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見または発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、事故等の発生場所を管轄する市町村、警察機関、消防署、原子力緊急時支援・研修センター、海上保安部署等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を隨時連絡するものとする。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防署、警察機関及び海上保安部署と協力して応急対策を実施するものとする。さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期するものとする。

②事故の通報を受けた市及び消防署は、直ちにその旨を県（生活環境部原子力安全対策課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行うものとする。

第8節 避難誘導対策

市は危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、県及び消防署と緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図るものとする。この際、視聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第9節 捜索・救出・救助対策、医療及び消火活動

第1 捜索・救出・救助対策

市は被災者に対して、県（警察本部）等と相互に連携して搜索・救出・救助を行うものとする。

第2 資機材等の調達等

消防署は、原則として消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材について、携行する。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助、救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

第3 医療活動

医療活動については、「第2編 風水害対策計画 第3章 第16節 医療・助産」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第9節 第11 指定避難所等の開設・運営」の心のケア対策に準じて実施する。

第4 消火活動

市及び消防署は、発災後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、被災地公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第10節 応援要請対策

第1 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を危険物等災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、「第2編 風水害等対策計画 第3章 第24節 自衛隊に対する災害派遣要請」に準じて要請する。

第2 広域的な応援体制

市は、市限りで応急対策等が困難な場合、「第2編 風水害対策計画 第3章 第25節 応援・受援」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

第11節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

各危険物災害に共通する緊急輸送の確保については、市は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制にあたっては、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び市民に広報し、理解を求めるものとする。

